

専決処分について（立川市学校給食運営審議会委員の任命について）

上記の議案を提出する。

令和 7 年 4 月 11 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 飯 田 芳 男

理由

立川市学校給食運営審議会条例（昭和 50 年立川市条例第 30 号）第 3 条の規定
による。

専決処分書

立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市学校給食運営審議会委員の任命について

令和7年4月1日

提出者 立川市教育委員会
教育長 飯 田 芳 男

立川市学校給食運営審議会委員の任命について

次の者を立川市学校給食運営審議会委員に任命する。

1 任命する委員の氏名等

(敬称略)

氏 名	所 属 等	選 出 区 分
鎌田 智之	東京都多摩立川保健所 生活環境安全課長	関係行政機関の職員

2 任命年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 任期満了年月日

令和 7 年 10 月 30 日